

県産広葉樹商品化スタートアップ事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、これまで利用が低位であった県内の広葉樹林の有効活用を図り、付加価値向上による新たなビジネスモデルの構築を目指すため、県内に所在を置く県産広葉樹を用いた製品の開発、製造に取り組む団体等に対し、予算の範囲内において県産広葉樹商品化スタートアップ事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において「県産材」とは、合法的な手続を経て伐採された宮城県産の原木を加工した木材製品をいう。

(交付対象等)

第3 補助金の交付対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）、経費、事業実施主体、補助要件及び補助率等は別表のとおりとする。

2 前項の規定により算出された金額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第4 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 前項の補助金交付申請書を提出しようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 収支予算書（様式第1-1号）
- (2) 口座の名義及び番号が確認できる通帳の写し
- (3) 宮城県の県税納税証明書（発行後3か月以内で、県税に未納がないことを証明するもの。）
- (4) 暴力団排除に関する誓約書（様式第8号）
- (5) その他知事が必要と定める書類

(交付の条件)

第5 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、次に掲げるものに該当するときは、この限りでない。

ア 補助事業の内容の変更にあつて、補助目的に変更をもたらすものでない軽微な変更

イ 補助対象経費の総額の30%以内の減少

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、様式第3号により知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、

その理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を速やかに知事に提出し、その指示を受けること。

- (4) 県及び市町村が実施する他の補助事業と併用しないこと。
 - (5) その他知事が必要と認める事項。
- 2 次のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。
- (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
 - (2) 県税に未納がある者
 - (3) 国内外の法令に反する業務を行っている者、公序良俗に反する業務を行っている者、並びに反社会勢力又はこれに類似する企業・団体・個人等である者

（事業着手報告）

第6 事業主体は、補助金の交付決定に基づき事業に着手したときは、様式第4号による事業着手報告書を知事宛てに提出するものとする。

（実績報告）

第7 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、様式第5号によるものとする。

- 2 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
- (1) 事業実績書（要領別紙1-1、1-2及び1-3）
 - (2) 収支精算書（様式第5-1号）
 - (3) 事業費や事業内容がわかる書類（伝票、機械等の納品書等）
 - (4) 事業実施状況がわかる写真（制作中、完了等）
 - (5) 県産材を使用したことを証明する書類
 - (6) その他知事が必要と定める書類
- 3 第3第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、前項の補助事業実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合は、これを当該補助金額から減額して報告しなければならない。

（補助金の交付方法）

第8 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により、概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、様式第6号によるものとする。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第9 第3第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、第5第1項の補助事業実績報告書を提出した後において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（第3第2項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第7号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（処分の制限を受ける財産）

第10 規則第21条第2号及び第3号の規定により処分の制限を受ける財産は、当該事業により取得した機械とする。

（処分の制限を受ける期間）

第11 規則第21条のただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省第15号。以下「大蔵省令」という。）に定める耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については農林水産大臣が定める期間）とする。

（帳簿及び書類の備付け）

第12 事業実施主体は、第10の期間内において処分の制限を受ける財産の管理の状況を明らかにするため、財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

（書類の提出部数及び経由）

第13 この要綱により提出する書類は2部とし、地域を所管する地方振興事務所長又は地方振興事務所地域事務所長を経由するものとする。

（その他）

第14 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年10月8日から施行し、令和6年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年5月14日から施行し、令和8年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

別表

| 事業内容 | 補助対象経費 | 事業実施主体 | 補助要件 | 補助率等 |
|--|--|--|------------------------------|-------------------------|
| 新たな広葉樹製品の開発や製造、製作した製品の普及PR活動などにより、県産広葉樹資源の利用推進に向けた取組であること。 | 別に定める県産広葉樹を使用した商品開発に必要な経費（試作品製作、機械・器具等の整備及び普及PR活動等）。 | 別に定める要件を満たす団体等。ただし、事業年度の前年度に本事業を実施している者は、事業年度の翌年度以降は事業実施主体に該当しないものとする。 | 木材使用量のうち 50%以上に宮城県産材を使用すること。 | 1/2 以内 (上限:500 千円以内) |

様式第 1 号

年度県産広葉樹商品化スタートアップ事業補助金交付申請書

第 年 月 日 号

宮城県知事 殿

申請者住所
氏名又は名称及び代表者名

年度において、県産広葉樹商品化スタートアップ事業を下記により実施したいので、補助金等交付規則第 3 条の規定により、県産広葉樹商品化スタートアップ事業補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の内容及び経費の配分 別紙「事業計画書」及び様式第 1 - 1 号のとおり
- 2 事業完了予定年月日 年 月 日

3 補助金の口座振替名義及び番号

| | | | |
|-------|------|------|--|
| 金融機関 | | 支店名 | |
| 口座種別 | | 口座番号 | |
| 口座名義人 | (カナ) | | |
| | (漢字) | | |

- 4 添付書類
 - (1) 事業計画書 (要領別紙 1 - 1、1 - 2 及び 1 - 3)
 - (2) 収支予算書 (様式第 1 - 1 号)
 - (3) 口座の名義及び番号が確認できる通帳の写し
 - (4) 宮城県の県税納税証明書
 - (5) 暴力団排除に関する誓約書 (様式第 8 号)
 - (6) その他知事が必要と認める書類

様式第1-1号

収 支 (変 更) 予 算 書

1 収入の部

単位：円

| 区 分 | 予 算 額 | 摘 要 |
|-------|-------|-----|
| 県補助金 | | |
| 自主財源 | | |
| そ の 他 | | |
| 計 | | |

2 支出の部

単位：円

| 区 分 | 事業費（予算額） | 経 費 積 算 の 基 礎 |
|-------------|----------|---------------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 計 | | |
| 消費税及び地方消費税額 | | |
| 合 計 | | |

様式第 2 号

年度県産広葉樹商品化スタートアップ事業変更承認申請書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者住所
氏名又は名称及び代表者名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で補助金の交付決定の通知のありました県産広葉樹商品化スタートアップ事業について、事業の内容等を下記のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容及び経費の配分
別紙「実施計画書」及び様式第 1 - 1 号のとおり
- 3 事業完了予定年月日 年 月 日
- 4 添付書類
変更箇所を朱書きした補助金交付申請書の添付書類

様式第3号

年度県産広葉樹商品化スタートアップ事業中止（廃止）承認申請書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者住所

氏名又は名称及び代表者名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で補助金の交付決定の通知のありました県産広葉樹商品化スタートアップ事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、承認されるよう申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）の内容

様式第4号

年度県産広葉樹商品化スタートアップ事業着手報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者住所

氏名又は名称及び代表者名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で補助金の交付決定の通知のありました県産広葉樹商品化スタートアップ事業について、下記のとおり着手したので報告します。

記

- 1 着手年月日 年 月 日
- 2 完成予定年月日 年 月 日
- 3 補助金額 金 円

様式第 5 号

年度県産広葉樹商品化スタートアップ事業実績報告書

第 年 月 日 号

宮城県知事 殿

申請者住所
氏名又は
名称及び代表者名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で補助金の交付決定の通知のありました県産広葉樹商品化スタートアップ事業について、下記のとおり実施しましたので、補助金等交付規則第 1 2 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業の内容及び経費の配分
別紙「事業実績書」及び様式第 5 - 1 号のとおり
- 2 事業完了年月日 年 月 日

3 補助金の口座振替名義及び番号

| | | | |
|-------|------|------|--|
| 金融機関 | | 支店名 | |
| 口座種別 | | 口座番号 | |
| 口座名義人 | (カナ) | | |
| | (漢字) | | |

4 添付書類

- (1) 事業実績書（要領別紙 1 - 1、1 - 2 及び 1 - 3）
- (2) 収支精算書（様式第 5 - 1 号）
- (3) 事業費や事業内容がわかる書類（伝票、機械等の納品書等）
- (4) 事業実施状況がわかる写真（制作中、完了等）
- (5) 県産材を使用したことを証明する書類
- (6) その他知事が必要と認める書類

様式第 6 号

年度県産広葉樹商品化スタートアップ事業概算払請求書

第 年 月 日 号

宮城県知事 殿

申請者住所
氏名又は名称及び代表者名

年 月 日付け宮城県 () 指令第 号で補助金の交付決定の通知のありました県産広葉樹商品化スタートアップ事業について、下記のとおり金 円を概算払によって交付されるよう請求します。

記

1 概算払請求の理由

2 概算払請求の内容

| | 補助金 交付決定額 | 既受領額 | 請求月末の 予定出来高 | 今回請求額 | 残 額 |
|----------------------------|--------------|------|----------------|-------|-----|
| 県産材広葉樹商品 化スタートアップ 事業 | 円 | 円 | % | 円 | 円 |
| 計 | | | | | |

3 振込先

| | | | |
|-------|------|------|--|
| 金融機関 | | 支店名 | |
| 口座種別 | | 口座番号 | |
| 口座名義人 | (カナ) | | |
| | (漢字) | | |

様式第7号

年度県産広葉樹商品化スタートアップ事業補助金に係る消費税
及び地方消費税仕入控除税額報告書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者住所
氏名又は名称及び代表者名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で補助金の交付決定の通知のありました県産広葉樹商品化スタートアップ事業について、県産広葉樹商品化スタートアップ事業補助金交付要綱第7の規定により、下記のとおり報告します。

| | 記 | | |
|--|---|---|---|
| 1 補助金の額の確定額 (年 月 日付け第 号による額の確定通知額) | | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した消費税及び地方消費税仕入控除税額 | | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税仕入控除税額 | | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額 | | 金 | 円 |

暴力団排除に関する誓約書

申請者、申請者の役員又は申請者の法定代理人は、下記のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。また、貴職において必要と判断した場合に、申請者、申請者の役員又は申請者の法定代理人の個人情報等を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 暴力団（暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
- 2 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどする者
- 3 暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与する者
- 4 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれと取引したり、又は不当に利用するなどする者
- 5 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- 6 次に掲げる行為をする者（第三者を利用してする場合を含む。）
 - (1) 暴力的な要求
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求
 - (3) 契約の履行又は使用許可物件の使用に際しての脅迫的な言動又は暴力
 - (4) 偽計又は威力を用いての県職員等の業務の妨害
 - (5) (1) から (4) までに掲げる行為に準ずる行為

宮城県知事 殿

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は社名及び代表者名

印

備考 この誓約書において、役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

様式第9号

年度県産広葉樹商品化スタートアップ事業
取得財産等の処分承認申請書

第 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者住所
団体名
代表者氏名

年度県産広葉樹商品化スタートアップ事業補助金により取得した財産について、補助金等交付規則（昭和51年3月31日宮城県規則第36号）第21条の規定に基づき、下記のとおり処分したので、承認されるよう申請します。

記

- 1 処分の理由及び今後の利用方法
 - (1) 処分を行う理由
 - (2) 今後の利用方法
- 2 処分の対象財産
 - (1) 事業実施主体
 - (2) 財産の名称、所在
 - (3) 事業費及び補助金額
 - (4) 耐用年数（処分制限期間）及び経過年数
 - (5) 現況図面又は写真
- 3 処分予定年月日
- 4 その他資料

年度県産広葉樹商品化スタートアップ事業
取得財産等の処分完了報告書

第 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者住所
団体名
代表者氏名

年度県産広葉樹商品化スタートアップ事業補助金により取得した財産について、年 月 日
付け林振第 号で承認（受理）された財産処分等については、下記のとおり完了しましたので、
関係資料を添えて報告します。

記

- 1 処分の対象財産
 - (1) 事業実施主体
 - (2) 財産の名称、所在
 - (3) 事業費及び補助金額
 - (4) 耐用年数（処分制限期間）及び経過年数
- 2 処分の内容
 - (1) 処分の方法（処理区分）
 - (2) 処分完了年月日
- 3 添付資料
 - (1) 処分内容が説明できる資料（契約書・譲渡書等）
 - (2) 写真2～3枚程度（処分状況がわかるもの）